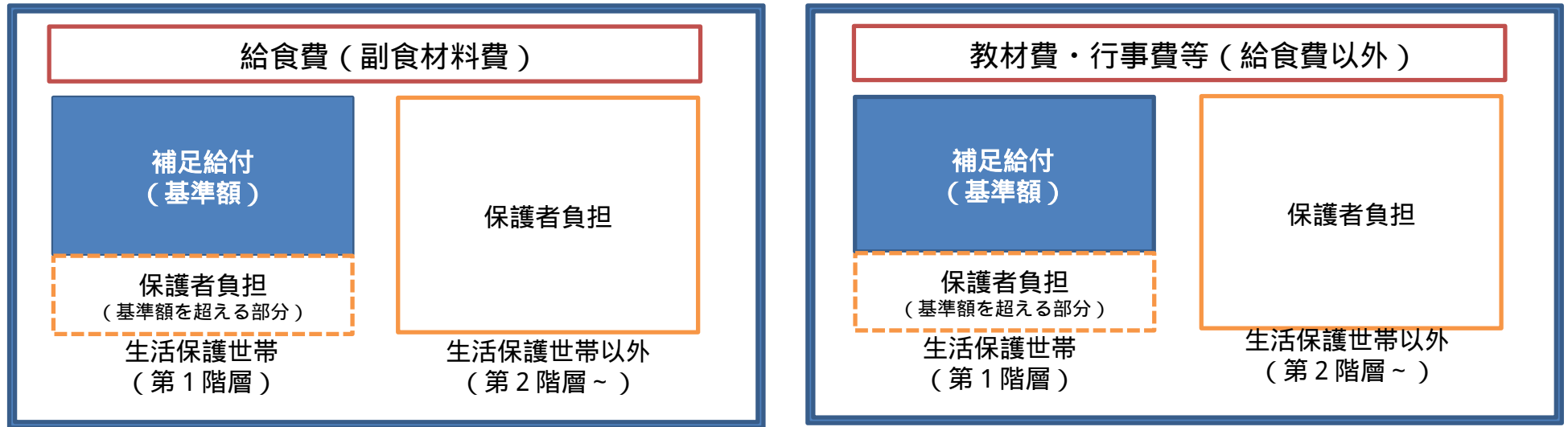


実費徴収に係る補足給付を行う事業について

新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項等の規定に基づき、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。

当該補足給付事業については、認定区分に応じて対応が異なる「給食費（副食材料費）」と、それ以外の「教材費・行事費等」に分けて費用の一部を補助する事業を行う。

（事業のイメージ）



<対象者>

生活保護世帯（第1階層に該当する者）

<基準額（1人当たり月額）>

給食費（副食材料費）

1号認定：4,500円（副食費相当）

教材費・行事費等

1号～3号認定を通じて同額：2,500円

多様な事業者の参入促進・能力活用事業について

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。

(1) 新規参入施設等への巡回支援

市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。

実施主体：市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

実施要件：＜新規参入施設等への巡回支援＞

対象事業者：保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

＜認定こども園特別支援教育・保育経費＞

対象施設：健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設

対象児童：次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

(ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

(イ) 特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

(ウ) 認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定区分に該当する者であること。

交付実績：135か所（巡回支援、平成26年度）

（「認定こども園特別支援教育・保育経費」は平成27年度創設）

負担割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

＜基準額＞

(1) 新規参入施設等への巡回支援

1施設当たり年額 400,000円

(2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

対象障害児1人当たり月額 65,300円

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）について

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な事業者による事業実施を促進することが必要である。このため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。

1 実施主体

市町村（特別区を含む。以下同じ。）

2 実施場所

私立認定こども園

3 対象となる子ども

次の（ア）～（ウ）の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

（ア）日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。

（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、その他健康面、発達面において特別な支援が必要であること。

（ウ）6の表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

4 補助要件

- ・ 当該認定こども園において、2人以上の障害児（私学助成（特別支援教育経費）または障害児保育事業の対象となる子どもを含む）を受け入れていること。
- ・ 当該認定こども園において、公定価格上求められる教育・保育を担当するために配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

5 補助単価

子ども1人当たり 月額 65,300円

6 対象となる施設 私立認定こども園

: 多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)

: 私学助成(特別支援教育経費) : 一般財源化前の障害児保育事業

認定こども園		1号	2号	3号
幼保 連携型	学校法人立 ^{1,2}	旧接続型		
		旧並列型		
	上記以外			
幼稚園型	幼稚園部分が 学校法人立 ¹	単独型		
		接続型		
		並列型		
	上記以外	単独型		
		接続型・並列型		
保育所型				
地方裁量型				

1 学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む

2 学校法人立幼稚園から構成されていた認定こども園が、新制度施行時又は施行後に社会福祉法人へ統合したものと及び学校法人立幼稚園が新制度施行時又は施行後に保育所と統合して社会福祉法人立となったものは対象外

(参考)

「子育て支援員」研修について

趣旨

子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。

このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

「子育て支援員」とは

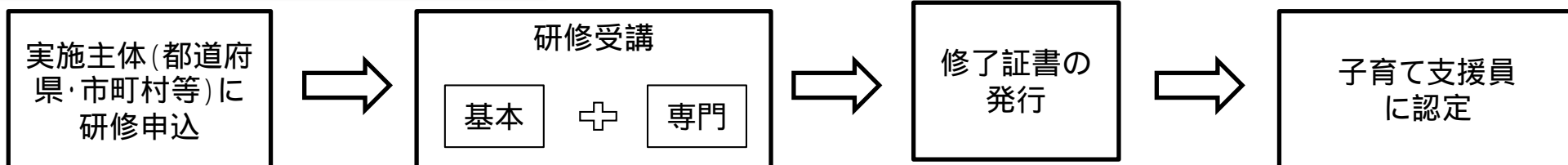
国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」(以下「修了証書」という。)の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者

研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。

研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定。全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援 など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



子育て支援員研修の体系

放課後児童コース

放課後児童クラブ
(補助員)

社会的養護コース

乳児院・児童養護施設等
(補助的職員)

地域保育コース

小規模保育事業
(保育従事者)

家庭的保育事業
(家庭的保育補助者)

事業所内保育事業等
(保育従事者)

一時預かり事業
(保育従事者)

子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
(提供会員)

地域子育て支援コース

利用者支援事業・基本型
(専任職員)

利用者支援事業・特定型
(専任職員)

地域子育て支援拠点事業
(専任職員)

地域型保育

6科目・6～6.5時間
+ 2日以上

6科目・6～6.5時間
+ 2日以上

4科目・6.5時間

9科目・24時間

()
5科目・5.5時間

6科目・6時間

(共通科目)

12科目 15～15.5時間

基本研修

8科目・8時間

専門研修

「利用者支援事業・特定型」については、自治体によって、実施内容に違いが大きい可能性があるため、地域の実情に応じて科目を追加することを想定。

注) 主な事業従事者を記載したものであり、従事できる事業はこれらに限られない(障害児支援の指導員等)。

注) 二重線枠は、研修が従事要件となる事業。実線枠は、研修の受講が推奨される事業。

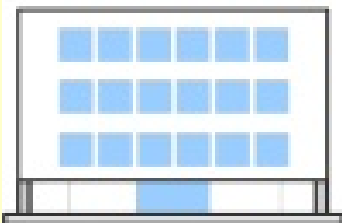
子育て支援員の認定の仕組み (実施主体の事務の主な流れ)

受付・受講の調整

- ・住民票等から本人の確認
- ・受講状況の確認(必要な場合には自治体間で情報連携)
- ・受講に係る各種調整等

<実施主体>

- ・都道府県又は市町村(1)
- ・指定事業者



(1)研修の実施については民間への委託も可

制度の広報
研修の開催案内等

受講申込書の提出

子育ての経験を活かし地域で保育や子育て支援の仕事がしたい!



基本研修の実施

子育て支援に関する基礎的な知識等の修得や自覚の醸成



(基本研修の修了)
(2)

・過去に修了した科目がある場合には一部科目修了証をもって履修したものとみなし当該科目については受講を要しない。(専門研修も同様)

・子育て支援員研修修了証を有している者は、再度別のコース等の研修受講の際には、基本研修の受講を要しない。

子育て支援の仕事に興味がある!

2 基本研修と専門研修の実施主体が異なる場合には受付・受講の調整を行う。

専門研修の実施

子育て支援分野の各種事業に従事するために必要な専門的な知識・技能等の修得



地域保育コース

地域子育て支援コース

放課後児童コース

社会的養護コース

修了者名簿の作成・管理

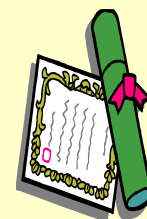
・個人情報の保護に十分留意



必要に応じてフォローアップ・現任研修の実施

修了証の交付

・修了証の交付は専門研修の実施主体の長が行う。
・修了証はコース別に交付。



子育て支援員

修了コースに応じ、子育て支援の事業等に従事(全国共通)